

令和元年五月十五日招集  
第一回臨時市議会

# 提案理由説明

熊本市

ただいま上程されました議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、熊本市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について御説明いたします。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、熊本市税条例の一部を改正し、熊本地震による被災住宅用地に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期間を二年間延長する等の措置を行ったものであります。

この専決処分は、地方自治法第七十九条第三項の規定に基づき、市議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、訴えの提起に係る二件の専決処分の報告についてであります。これらは、農業集落排水処理施設使用料及び介護給付費返還金について、それぞれ、その滞納者に支払いを求め、支払督促の申立てを行ったところ、滞納者から督促異議の申立てがあったため訴訟に移行したものであります。

また、契約変更に係る二件の専決処分の報告についてであります。これらは、平成

三十年代（仮称）北熊本スマートインター建設工事委託契約及び（仮称）秋津災害公営住宅建設工事請負契約について、それぞれ、契約金額の変更を行ったものであります。

これら四件の専決処分は、いずれも、地方自治法第百八十条第二項の規定に基づき、市議会に報告するものであります。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重に御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。